

國學院大學学術情報リポジトリ

神社神道における祭神の基本理解：
「帝国の神祇」と「祭神変更」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 忠信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001035

神社神道における祭神の基本理解——「帝国の神祇」と「祭神変更」——

河村 忠 伸

一、はじめに

「国家ノ宗祀」と称される戦前期の神社行政において、祭神も神社明細帳の記載事項とされ、行政事務の中で取り扱われた。それは単に記録するに留まらず、当該神社が「国家ノ宗祀」と公認される上での重要な要素であった。換言すれば、「国家ノ宗祀」として適切な祭神を奉斎する神社のみが、「国家ノ宗祀」たる神社として公認されたのである。行政が独自の神社観、祭神観を有していたのであり、その神社観、祭神観の内容、並びに、それが現在の神社観、祭神観にいかなる影響を及ぼしているかを検討することは、近現代の神道史研究において有意義な取り組みと思考する。祭神に関する事務は、国または地方公共団体の行政として、法制に則って取り扱われる。そのため、祭神に関する事務が明文化された法規にて全て処理されていたのか、祭神の処遇に関する神学的な問題について行政官衙が関与していたのかについて検討することは、近代国家の性質を考察する上でも示唆の多い課題であると思われる。

以上の問題意識から、本稿ではまず戦前戦後の、すなわち「国家ノ宗祀」における神社観・神祇観と戦後の神社神

道における神社観・神祇観との連続性を検証し、その後に戦前期の神社行政における祭神に関する法制および実際の行政措置の根拠となる神学的理論について検討を試みたい。

二、「国家ノ宗祀」と神社神道

「国家ノ宗祀」は戦前期の神社行政を象徴する語であるが、その初出法令である明治四年五月十四日太政官布告において、「国家ノ宗祀」という語が深い思想を伴って用いられたものでないことは、阪本是丸⁽¹⁾が「ただ、該布告におけるこの語の用法は、神社世襲廃止にかかる修飾の域を出ない」と考証した通りである。その後の法令における「国家ノ宗祀」を概観し、その意図するところを考察すると、神社の物的・人的設備の国家への帰属という、明治四年五月十四日太政官布告の目的、或はそれを基盤とした神社制度、国家と神社の関係を意味する用語として使用されていることが確認できる。⁽²⁾

神社の物的・人的設備が国家に帰属するからこそ、神社行政は成立する。この国家と神社の関係を明治四年に創出されたものと論じること可能であるが、当時の神社行政関係者、神職は、神社とは国史を通じて国体と一体の存在であり、明治維新によって制度が整備されたと理解していた。例えば、足立収は、⁽³⁾「神社ノ公的方面」として、

神社ハ普通ニ謂ハル、通り国家ノ宗祀ナリ。国家ガ神社ヲ経営スルノ目的ハ祭祀ヲ執行スルニ在ルコトハ論ヲ俟タズ。抑々大日本帝国ハ神国ナリ。神祇崇敬ノ美風ハ尊皇ノ大義ト共ニ我国体ノ精華国民道德ノ根柢ヲ成セルモノニシテ其ノ淵源ハ遠ク皇天二祖ノ神勅ニ在ルモノト信ゼラル。然レバ我が国家ガ神祇ヲ尊崇シ祭祀ヲ絶タザルコトハ我国ガ万世一系ノ天皇ヲ奉戴スルノ事実ト表裏一体ヲナシ、當ニ天壤ト共ニ窮リナカルベキコトナリ

と論じており、この国体と表裏一体という理解は、表現の差違こそあるものの、児玉九一、岡田包義、武若時一郎ら内務官僚に共通して見られる。彼らの著作や神社制度調査会での発言などから「国体と神社が一体である」という思想、神社観、歴史観が「国家ノ宗祀」の語で表現されていることが確認できる。内務官僚の神祇史理解には今日の学問水準から見て検証の余地があるかもしれないが、当時の神社行政関係者が国体と神社が一体であるという思想、信念、神社観を共有していたことは揺るぎない史実である。本来は修飾語に過ぎなかった「国家ノ宗祀」が、神社の物的・人的設備の国家への帰属という近代神社制度そのものを象徴する用語となり、さらに、国体と神社が一体である思想、神社観を表現する言葉として神社行政関係者に受容されていたことが確認できる。明治四年五月十四日の太政官布告では修飾語に過ぎなかったが、近代を通じてみれば櫻井治男^①が論じる通り「神社が国家と直接結びついた神道の施設である」という認識のもとで施策が展開されるべきであるとの意志表示であり、以降の近代における神社観を形成する重要な表現であることに変わりはない」と評価できるのである。明治四年時点における阪本の「国家ノ宗祀」に対する評と近代を通じて考察した櫻井の評は相反するものではない。

このように、「国家ノ宗祀」という用語には、制度面と精神面が存在する。そして、行政官の歴史観を更に拡大解釈し、或は独自の神道思想や神社観を「国家ノ宗祀」の語に託して主張した例も多数見られる^⑤。そのため、戦前期の「国家ノ宗祀」は公式な定義のない、多義的な用語であったという前提で考察する必要がある。

制度としての「国家ノ宗祀」が、昭和二十年十二月十五日に連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が発した「国家家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（参謀副官発第三号（民間情報教育部）終戦連絡中央事務局経由日本政府ニ対スル覚書）、通称「神道指令」によって解体されたことについては、学問上異論がない。「神道指令」において「神社神道」は、

本指令ノ中ニテ意味スル国家神道ナル用語ハ、日本政府ノ法令ニ依テ宗派神道或ハ教派神道ト區別セラレタル神道ノ一派即チ国家神道乃至神社神道トシテ一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派（国家神道或ハ神社神道）ヲ指スモノデアル

と定義されている。大原康男⁽⁶⁾の研究によつて「神道指令」中の「国家神道」の定義の不明確さが指摘されており、戦後の研究や言説⁽⁷⁾でも様々な「国家神道」の定義が提示されてきたため、「国家神道」の定義は慎重に検証した上で用いる必要がある。しかしながら、戦前期において、制度的に教派神道と区別された神道の一派を「神社神道」と呼称することについては、戦前の政府、神社関係者の見解、法制、関連研究において略一致している。換言すれば、戦前期における「神社神道」とは制度的に「国家ノ宗祀」と認められた神社の神道ということが出来る。ここで問題となるのは、制度としての「国家ノ宗祀」が解体された後の、戦後の「神社神道」において思想としての「国家ノ宗祀」が継承されているかという点である。

この点について、神社が国家に帰属する制度が解体されても、その精神面、すなわち国体と一体であるという神社観、神社が日本人の精神的基盤であるという信条は独立して存在し得るのであり、その立場から戦後の神社関係者を牽引したのが葦津珍彦である⁽⁸⁾。

国の神祇制度上、神宮神社を法制的に「国の宗祀」として復古する希望が消えたとしても、神社の精神の本質が、「日本人の社会国家の精神的基礎である」との信条を死守する線からの退却は、決して許されない。神社が自ら、私人の一宗教と認めることは決して許されない

このように主張する葦津が設立に参画したのが宗教法人神社本庁であり、その「精神的統合の紐帯として」定められた「神社本庁憲章」（昭和五十五年五月二十一日 評議員会議決）の前文には、「神祇を崇め、祭祀を重んずるわが民族の伝統は、高天原に事始まり、国史を貫いて不易である。夙く大宝の令、延喜の式に皇朝の風儀は明らかであるが、明治の制もまた神社を国家の宗祀と定めて、大道はいよいよ恢弘された。」と始まる。その神社本庁が奉じるのは、「宗教法人「神社本庁」庁規」（昭和二十七年一月二十九日 文部大臣認証）第三条に「神社神道」と明記されており、憲章と庁規を総合して考えると、神社本庁は、神社が国体と一体であるという神社観、歴史観を有するものとして「神社神道」を奉じていることは明らかである。

しかしながら、葦津の信条が全ての神社関係者に明確に意識的に共有されていた訳ではない。一般的な神職の意識は、小野祖教が「神社は宗教になつたといひ、神職等も好んでさういふ云ひ方をした」と評するような状況であった。ただし、小野は神社が宗教であると学問的に決定したとは評価せず、「国家が宗祀しなければならぬ本質をもつといふ意味に解するならば、制度の有無に拘らず今日も生きた意味をもち、何らかの国家との関係を再考する要求を提起する根拠になる」のであって、「神道指令といふ政治的命令で問題が終つたやうに考へてゐたり、根拠が明らかでないのに復活を要求したりすることは、色々な意味で心もとない」と神社関係者における「神社神道」の理解が漠然であった、学問的に議論し、定義を確定する必要性を訴えている。このように、戦後の「神社神道」は「国家ノ宗祀」の制度を喪失したが、精神としての「国家ノ宗祀」は神社本庁（この場合の「神社本庁」とは被包括宗教法人たる神社の連盟という意味である）を中心に継承された。しかし、その継承は多くの神社関係者にとって無自覚なものであって、「国家ノ宗祀」を継承することを含め、「神社神道」の定義は今日においても考究せねばならない課題として残されている。

筆者の述べる「国家ノ宗祀」の精神とは、神社が国体と一体であり、日本人の社会国家の精神的基礎であるという歴史観、神社観、或はその歴史観に基づく神職或は神社関係者の自負、信条である。そして、この神社観が無自覚であれ、多くの神社、神職に継承されているというのが筆者の「神社神道」理解である。この歴史観が、GHQが想定する戦争の原因となった「イデオロギー」や島蘭進⁽¹¹⁾の主張する「広義」の「国家神道」と同一であるかについては、向後、実証的研究が蓄積されることで明確になっていくであろうが、現時点において、これらを同一のものと合理的に断定できるだけの決定的な論拠は存在しない。

三、祭神の公認

「国家ノ宗祀」たる神社とは、国家により「国家ノ宗祀」として公認された神社である。対して、個人や団体が私的に奉斎する邸内社は「私祭神祠」として、個人宅の神棚同様に神社行政の対象とはならなかった。神社行政関係者は便宜上、私祭神祠などと区別するために、「国家ノ宗祀」たる神社を「公認神社」などと通称した。公認神社の認可と管理が神社行政の基本業務であって、その基本台帳として「神社明細帳」が発明された。公認神社の戸籍といふべきものであって、この台帳に記載されることではじめて法人格を取得し、公認神社たる地位を認められるのであるが、全国の神社を普く調査し、管理するというのは神道史上はじめての試みであって、如何なる調査がなされ、如何なる基準で公認されたかは公認神社の性質、ひいては神社神道の性質を考える上で重要な点である。櫻井治男⁽¹²⁾が指摘する通り、政府は早期から大小の調査を実施していた。しかし、明確な公認基準は示されず、府県による差も存在した。公認神社の定義が、後年の無格社や無願神社問題⁽¹³⁾の発生遠因となっていることは神社制度調査会でも指摘されたことであって、その点からも考究する意義のある課題である。この分野に関しては、櫻井治男、米地實⁽¹⁴⁾、森岡清美⁽¹⁵⁾、藤本

頼生⁽¹⁶⁾らによって実証的研究が蓄積されているものの、全容解明に至っていない。

「国家ノ宗祀」として認可するにあたり、問題となるのが祭神である。この点について、近世以前より住民に崇敬され、十分な設備を有し、懇ろな祭祀が執行されてきた祭神であっても、政府が「国家ノ宗祀」の奉斎対象として不適切と判断すれば、神社明細帳には記載されない。「国家ノ宗祀」として相応しい祭神を、神社行政では「帝国の神祇」と表現している。この「帝国の神祇」の基準について明文文化された法令は存在しない。しかし、神社制度調査会や神社行政の概説書では広く使用されており、「神社法案」⁽¹⁷⁾第二条に「神社トハ社殿ヲ備ヘ帝国ノ神祇ヲ鎮祀シテ公ニ祭典ヲ執行シ公衆参拝ノ用ニ供スル所ヲ言フ」と公認神社の構成要件の一つとして掲げられていることから、神社行政の実務上において多数の支持を受けた概念であることは明らかである。

「帝国の神祇」の条件について、中川友次郎⁽¹⁸⁾、足立収⁽¹⁹⁾、児玉九一⁽²⁰⁾、岡田包義⁽²¹⁾ら神社行政を担当した内務官僚の見解を総合すると、左記の通り大別できる。

- (一)、民族の信仰に成れる神
- (二)、皇室の祖宗、歴代の天皇及皇族のうち殊に事歴著しき神
- (三)、氏族の祖先
- (四)、皇室及国家に勲功のある神⁽²²⁾

文字通り国体との一体が強く意識された祭神観であることは、この条件からも明らかである。この「帝国の神祇」に相對する存在が「淫祠」である。行政官の視点から淫祠について詳しく論及したものは少ないが、中川友次郎⁽²³⁾は、

又動植物崇拜とか、山岳崇拜とか、むつかしく学者かの述ふる所のものあり、之れか神祇を祭るにあらずして、動物例へは蛇とか、植物例へは杉の木とか、山岳即ち山其者を祭ることあり、之れは何れの国にても、多分行はれたることなるべし、或は甚しきは河童を祭るとか、天狗を祭るとかいふ様のこともあり、余輩は此の如きは固より神祇にあらされは、之を祭れるところは神社とはいふべからず、所謂淫祠にて、淫祠は神社は非らざるなりとす、(之に付き世人の誤解し易き事あり、即ち山に鎮座ます神祇を祭ると、山其者を祭るとを混同するか如き点なり、物其物を祭ると、物を神体即ち御霊代として祭るとは、固より同様にあらず、前者に在ては、祭祀の目的は物に在り、山に在り、後者に在ては、祭祀の目的は物にあらず、祭祇に坐ますなり、宜しく注意して区別せざるべからざるなり)

と述べ、更に教派神道や耶蘇教などの「宗教の神」とも区別する必要があるとした。この他、武若時一郎⁽²⁴⁾は次のように淫祠について論及している。

世に神祇として尊崇せらるるものは多いが、古来神社の祭神として奉祀せられるのは、皇祖・皇宗を始めて、皇室又は国家に勲功ありし皇族及び臣民、氏族の祖先等に限られてゐる。故に、将来新なる神祇を神社に奉祀せんとする場合に於ても、其の祭神となるべきものは、我が国古来の祭神に準ずべき者たることを必要とする。巷間、或は日月星辰、山嶽河川、禽獸草木等の自然物を神として祀り、或は邪神・悪霊の類を神として祀るものもないが、これ等は謂ゆる淫祠であつて、神社には斯る祭神はあり得べからざることである。

「帝国の神祇」に非ざる存在を大別すると、

(一)、他宗教の神

(二)、淫祠

となる。他宗教の神について、仏・如来・明王・天部が祭神に不適切であることは、明治初年の神仏判然において法令として出されており、明治元年三月二十八日太政官達「神仏号ノ区別ニ関スル件」、同年四月二十四日太政官達「菩薩号廃止ニ関スル件」、十月十八日「神仏号混淆廃止ニ関スル件」は神祇院時代においても法令集に有効なものとして掲げられていた。⁽²⁵⁾しかしながら、実際には誤って明王、天部、如来を祭神として神社明細帳に登録した例がない訳ではなく、神社制度調査会において対応が議論されている。⁽²⁶⁾

仏教の他に、天狗や河童などの民間信仰や自然崇拜の問題もある。近世において、これらを祭神として祀る例は少なくなく、これらを「民族の信仰に成れる神」として「帝国の神祇」として公認するか、それとも「淫祠」と見なすかは信仰上、大きな問題である。先述の通り、内務官僚の祭神観は民俗信仰や自然崇拜に否定的であるが、本居宣長は『古事記伝』(三之巻)において草木を神と認めており、平田篤胤は『仙境異聞』等で天狗に「山人」という信仰上の地位を与えているため、内務官僚の祭神観は本居・平田の思想を純粹に受け継いだものとは言えない。本件は当該神社の存続に関わる事項でありながら、戦前期において本格的な議論は展開されていない。ただし、内務官僚の言説や、近世期における地誌に「水神」、「山神」とのみ記載される神社が、神社明細帳では「罔象女神」、「大山祇神」と登録する例が多いことから、行政実務においては『古事記』、『日本書紀』に準拠する風潮が存在したものと推定される。⁽²⁷⁾

このように、神祇史上、非常に大きな意義をもつ「帝国の神祇」であるが、戦前期の神社関係者において、その内容が深く穿鑿された形跡がない。そのことは、昭和十八年に、国幣小社佐太神社宮司の朝山皓が『皇国時報』に連載した「神社の御祭神としての『帝国の神祇』に就いて」⁽²⁸⁾において、「帝国の神祇」とは、宮尾・稲村の学説を「神社局に係ありし方々」が盲目的に踏襲し定説化させたものであるとの認識を示している。この点について、新たに神社を公認する行政とは異なり、神職をはじめとする神社関係者にとって、自らの奉祀する神社の祭神がひとたび「帝国の神祇」として公認されてしまえば、それ以上に議論を展開する必要性はなかったことも大きいだろう。また、政府が祭神観を強要し、神職や国民が不服を内心では抱え込んでいたと断定する史料も存在しない。むしろ全国神職会の会報である『皇国』に民俗学者の中山太郎が寄稿した「神道毒語」⁽²⁹⁾には、神職の間に民俗信仰が排斥された自覚がないことに対する憤りが窺える。「帝国の神祇」という祭神観を深く検討せず、受容していたというのが、神職及び大多数の国民の実態であろうと思われる。朝山の論説は、海外神社において現地に関係ある祭神を奉祀すべきとの時事問題に対する意識が執筆の動機となっている。こうしたことから、「帝国の神祇」とは、神社行政主導で形成され、信仰に多大な影響力を有する概念であったが、深く議論されないまま神社関係者に受容されていたものであるといえる。

神祇院の解体後、設立された神社本庁では「神社明細書」を新たに作成し、祭神を登録するとともに、各神社の宗教法人規則に祭神名を明記する方針を打ち出した。その際に「帝国の神祇」を明確に否定する新しい基準が提唱されておらず、実際に現在の祭神を神社本庁の「全国神社祭祀祭礼総合調査」⁽³⁰⁾にて確認する限り、天狗、河童、天部、如来等の「神社明細書」への登録は少ないことから、戦前期の祭神がそのまま戦後に引き継がれているものと思われる。そのため、「帝国の神祇」について検討することは、現在の神社神道における祭神観を検討することでもあるといえる。

四、祭神の変更

「帝国の神祇」と認められたのち、政府、神社では祭神をどのように取り扱ったのかについて、内務官僚による概説書を基に、祭神に関する行政措置を確認したい。

仮に、A村という地域にA明神社が鎮座していたとする。創建当初は祭神名を、少なくとも神職は、承知していたであろうが、長い年月の間に神職も交代し、文書も散逸して、祭神名がわからなくなり、地名AをもってA明神社としていた。この具体的な祭神の名が不明な状態を「祭神不詳」といい、神社明細帳へも「祭神不詳」と記載される。祝詞では「A神社」、「A神社の神」と称されることになる。この「祭神不詳」という状態は戦前期において珍しいものではなく、「全国神社祭祀祭礼総合調査」でも四七四社^①確認することができる。「祭神不詳」の状態から史料をもって祭神名を確認する作業を「祭神考証」という。祭神考証の結果、具体的な祭神名が判明したことを「祭神の決定」という。A神社の事例では罔象女神だと考証されたでしょう。しかし、罔象女神への決定から十年後、先の考証よりも信憑性の高い古文書が発見され、そこには罔象女神ではなく、御井神と記載されていた。そこで、先の考証は誤りであったとして、祭神を御井神と改めた。これを「祭神変更」という。更に十年後、創建時の石碑が発見され、祭神は一座で御井神と罔象女神の二柱を祀っていたことが明らかになった。そこで「祭神増加」の手続きをしてA神社では二柱を奉斎することになった。

祭神に関する事務は、表現の差違は見られるものの、神社行政を担当した官吏による概説書では先述の通りで一致している。ここで「祭神変更」が如何なる概念であるかは信仰上において大きな意味を有する。A明神社の場合、創建時は御井神と罔象女神を祀ることを少なくとも祭祀者は理解していたが、やがてその事実が忘れられてA明神と通

称されるようになり、神社明細帳を作つてからは、祭神不詳、罔象女神、御井神、御井神と罔象女神と神社明細帳の記載が変更されている。それでは、A明神社の祭神は五回、別の存在に入れ替わつたと解釈すべきであろうか。この点については、内務官僚、法学の立場から中川時次郎が、神職の立場から宮尾詮が否定している。中川は、

祭神の変更とは、殆ど解し難き文字に似たり、依て現行法令の上に於ける意義を示さんに、祭神変更とは祭神を変更し奉るにあらず、（八幡大神を奉祀せるを稲荷大神に変更し奉るにあらず）其実誤解を訂正するに止るなり、即ち従来此神社の祭神は八幡大神に在らせらるゝと心得奉りし所、是れ全く調査粗漏の結果にて、此神社の祭神は八幡大神にはあらずして、稲荷大神に在らせらるゝこと明かとなりしときは、従来は不都合にも誤解を致せしなれば、其誤解を訂正するを称して、祭神変更と申すなり、現行法規上の手続は其従来の誤解なりし証拠を明かにして、神社の神職氏子（信徒）総代より地方長官に願出て、地方長官は内務大臣に伺を経て証拠明白なれば許可せらるゝなり

と解説し、宮尾⁽³³⁾詮も、

茲に所謂変更といふは、其実体は異なるにあらざるも、年を経るに連れて何れの時如何なる事によりてか、其実体と異なる形式（即ち祭神の名称）となり居れるを発見したる時に於て、其誤謬を変更して実体を一致せしむる場合をいへるものと解する方穩当なるべし。（此の事に就きては、中川法学士も其著神社法令講義に於て同様の説を解かれたり、吾人亦之に従ふ）

とした中川の説に賛意を示した上で、

祭神の変更とは実体を変更するにあらずして、寧ろ実体と異なる祭神の名称を訂正変更するに在り。

と結論付ける。その後の神社行政の概説書において、先行する中川、宮尾・稲村説を否定する説は提唱されていないため、神社行政における「祭神変更」とは厳密には祭神の名称を変更することであって、祭神の実体、すなわち存在を変更するものではない。このことは神社明細帳が戸籍と例えられることと一致する。従って、神社明細帳とは実体の記録台帳に過ぎず、その記載変更によって実体を変更するという信仰の存在は確認できない。仮に、祭神の実体を変更しようとするのであれば、霊代を取り換えるか、祭神を霊代から昇神（降神）する祭祀を執行せねばならない。

このように、祭神の変更には、実体と明細帳という二つの次元が存在する。先述のA明神社における、御井神だけの状態から罔象女神が増加した変化は、罔象女神を新しく勧請したものではなく、もともと二柱の神が鎮座していたのにもかかわらず、神職氏は一柱と誤認し、神社明細帳においても御井神一柱のみを登録していた状態を修正するに留まるのであって、実体の変化はない。これに対し、稲荷神社に八幡神社を合併し、本殿に八幡大神を合祀する場合は実体としての増加である。祭神を新たに勧請するのか、それとも元より御鎮座しているのか、勧請する場合の霊代はどうするかは、信仰上の観点から考えて非常に大きな問題である。ところが、祭神に関する個別行政措置を見た場合、かかる祭祀の問題について行政ではほとんど検討がなされていない。例えば、南朝功臣に従って殉難戦没した将士を別格官幣社に配祀神として合祀する事例において、配祀神として公認するかについては上奏裁可を経ているにも関わらず、合祀するための祭祀を内務省において検討した形跡が見られず、祭式祝詞は神職に一任していた。その

ため、不特定多数の「殉難戦没之将士」として公認されたにもかかわらず、その中から祭神の子弟など特定の人物を「殉難戦没之将士」から独立させて奉斎するなどの神職による解釈の相違が発生した。⁽³⁴⁾

神社行政の概説書においても、祭神の変更に關する記述は全体的に簡素であり、足立、兎玉、岡田、武若の記述は神社明細帳の記載変更の手順に終始している。明確に兩次元を区別して論じたものとしては、西野雄治が「祭神ノ決定変更及訂正」を「神社関係者ノ意思ニヨル増加」、「明細帳ノ誤謬訂正ニ基ク変更」、「祭神ノ決定」と分類して解説したが、これはそれぞれ実体の変化、明細帳の修正、新規公認に該当する。後述する祭神の「削除」のことも含め、内務省関係者の意識は、祭神の実体や霊代、祭祀という神祇祭祀の現場から乖離して、神社明細帳の上で祭神を論じていたものと評価せざるを得ない。

五、祭神の実体と神社明細帳

前節で指摘した祭神の実体と神社明細帳記載事項の次元の相違について、筆者の想定し得る限りの例を掲げて、両者の相違を明らかにしたい。

(一) 祭神を新たに勧請し、或は合併して合祀した。

【実体】祭神の増加 【祭祀】降神・勧請・合祀 【神社明細帳】祭神の増加

(二) 祭神の御分霊を授けた。

【実体】祭神の異動なし 【祭祀】分祀祭 【神社明細帳】記載変更なし

(三) 御分霊を戴き、御分社を建立した。

【実体】新規勧請 【祭祀】鎮座祭 【神社明細帳】神社・祭神の公認

(四) 御分霊を戴き、従来から存在する神社に合祀した

【実体】祭神の増加 【祭祀】合祀 【神社明細帳】祭神の増加

(五) 祭神考証の結果、祭神の名称が決定した。

【実体】祭神の異動なし 【祭祀】なし 【神社明細帳】祭神名の修正

(六) 祭神名の誤謬が発見された。

【実体】祭神の異動なし 【祭祀】なし 【神社明細帳】祭神名の修正

(七) 祭神考証の結果、神社明細帳から記載漏れした祭神がいたことが発見された。

【実体】祭神の異動なし 【祭祀】なし 【神社明細帳】祭神の増加

(八) 祭神考証の結果、誤って登録された祭神がいたことが発覚した。

【実体】祭神の異動なし 【祭祀】なし 【神社明細帳】祭神の減少(削除)

このうち、(一)、(三)は実体としての祭神の増加であるが、(七)は神社明細帳のみの増加であって、同じ「増加」であっても実体の変化を伴うものと記載のみの変更に留まるものの二種類が存在する。(五)から(八)の祭祀については必ずしも祭祀を必要としないというだけであって、改称を奉告する祭典を執行することは可能であり、信仰感情から考えれば、これらの事態が発生した場合において神職が奉告祭をする可能性は高いと思われる。

実体及び記載事項として、祭神が増加することは問題ないのであるが、祭神が「減少」、「削除」される場合において、実体と記載において齟齬が生じることがある。「削除」について、宮尾・稲村⁽³⁶⁾は、

祭神の増加に対して祭神の減少すべき事実には祭神の削除といふことあり、即ち従来祭神として奉祀せしものも、それは全く淫神邪神にして、到底帝国の神祇として存置し得ざる等の場合に、或神社の祭神中より其祭神を削除することはなり。此場合に於て、其神祇は明細帳上祭神の項より削除せらるべし。随て若し祭神悉く削除せらるゝに於ては当然の結果として、其神社も亦廃絶せらるべき道理となる。

と述べる。宮尾・稲村は削除に関する法規がないことを確認した上で、理論上あり得る措置として述べたものである。これに対し、児玉九一⁽³⁷⁾は、

従来祀られたる祭神と雖も淫祀邪神に類し到底帝国の神祇と認め得られざるものに対しては之を明細帳上より削除せらるゝことがある。之を祭神の削除と云ふ。

と「帝国の神祇」に相応しくない祭神を神社明細帳から削除する事例の存在を示唆している。先述の通り葉師如来や不動明王が祭神として奉斎される事例が存在したのであるから、それに対する是正措置も存在するのは不自然ではない。しかしながら、神社明細帳の記述を変更しただけでは、実体までを変化させることができない。実体の変化を必要としない削除は（八）の事例と同じであつて問題は生じないが、実体の変化を必要とする削除については、祭祀上の問題が発生する。

（九）「帝国の神祇」に相応しくない祭神が奉斎されている事実が発見された。

【実体】異動させねばならない 【祭祀】執行せねばならない 【神社明細帳】削除

仮に、B神社に稲荷神と不動明王が祭神として奉斎されており、それが発見されて、「削除」することになったとする。稲荷神と不動明王の霊代が別であれば、不動明王の霊代（おそらくは仏像）のみを本殿内陣から遷座させることによって実体の変化を成し遂げることができる。これに対し、稲荷神と不動明王が同一の霊代に合祀されていた場合において、不動明王のみを遷座、或は昇神させることが可能であるか否かについては神学的な議論が生じる。別の霊代であれば遷座することで分離は可能であるが、同一の霊代に鎮座する複数の祭神中、特定の祭神のみを分離させるためには、そのための祭祀・信仰を成立させる神学が要求される。ところが、特定祭神を分離させる必要性が近世以前においてほとんどなかったこともあって、そのための祭祀や理論は検討されてこなかった。現時点においても、神職氏の圧倒的多数の支持を受ける分離理論は確立していない。例えば、特定の祭神のみを霊代から昇神させるための祭祀を執行すれば自動的に分離可能という考え方は、所定の祭祀を執行すれば神霊が機械的に従うという祭神理解に基づく。また、祭祀者の信仰心、神通力によって分離可能だとする考えは、祭祀者が祭神を超越する権威を有することを前提とする。従って、神意と神威を尊ぶ立場からは、特定祭神のみを同一霊代から分離させるといふ信仰・神学は成立し難い。現代の神道神学において、同一霊代から特定祭神のみを分離することは不可能であるというのが通説であり、それは所謂「A級戦犯の分祀」問題において顕著に示されている。このように、戦前期の神社行政において想定された「削除」とは実体を考慮しない、机上の空論だと言わざるを得ないのである。

「帝国の神祇」ではない神霊を神社明細帳から削除して国家的祭祀の対象から外すが、実体としては公認神社の霊代に鎮座することを許容するという措置も理論的には成立する。しかしながら、仏像を私的祈願の対象として本殿に

存置する例が公に認められなかったように、神社行政は「帝国の神祇」のみ奉斎する状態を志向し、この方策は採用されていない。官吏から問題されつつも、不動明王や薬師如来を祭神の一柱として合祀する神社が現存するのは、小規模神社まで調査が行き届かず、奉祀の事実が発覚しなかったからだけではなく、氏子の信仰感情への配慮、削除するための神学的理論の未確立、それを断行するだけの宗教的な權威を神社行政官衙が有しなかったことも大きいだろう。この問題については、「帝国の神祇」に非ざる祭神のみを奉斎する神社において、祭神が削除された場合、当該神社は消失する点も考慮せねばならない。宮尾・稲村はかかる事例については、まず「帝国の神祇」を奉斎する公認神社に合併して、氏子の信仰をそちらに移行させてから削除する方法を提示するが、神社合併して信仰感情を変化させることが決して容易ではないことは、明治末期からの神社整理における「神社復祀」の問題が証明している。また合併、合祀したとしても同一霊代からの分離の神学的問題は解決しない。このように祭神を行政において管理しようとする場合に、神学的な問題に対する取り組みは不可避であったが、葦津珍彦⁽³⁹⁾、阪本是丸⁽⁴⁰⁾が指摘するように、内務省には神学的蓄積もその意志もなかったのである。

六、合霊

近代神社行政官衙は教部省時代における祭神論争以降、神学的な問題を避けていたのであるが、神社整理に際し「合霊」という神学的課題を孕む措置を講じた。群馬県からの照会に対する、明治四十年四月三十日付社甲第一一号ノ内神社局長通牒⁽⁴¹⁾（乙号）に次のようにある。

本月六日付社第六二八号ヲ以テ神社合併ニ際シ祭神合霊ノ儀御照会ノ趣了承右ハ双方同一名ノ祭神ナルトキハ当

然之ヲ合霊スヘキモノト存セラレ候ニ付許可ヲ受ケシムルヲ要セス若シ其ノ名ヲ異ニシテ同一祭神タル説アルモノ又ハ異説アルモノニ係ルトキハ其ノ時々当省へ稟議ノ上処理スヘキ儀ト御承知相成度

すなわち稲荷神社二社を合併すれば、同じ稲荷神が二柱奉斎されることになる。それを一柱にする行為が「合霊」である。事務手続きとしては、祭神名が「宇迦之御魂神」同士の場合や「宇賀能美多麻」のように表記が異なるものの同一神であることが明らかである場合、八幡神社同士の合併における応神天皇と誉田別命など異名同一であることが明らかな場合は内務省の許可を不要とし、祭神に諸説ある場合など確認を要する場合は内務省神社局へ稟議することと定めている。この「合霊」の趣旨について、大正六年に埼玉県より次の照会⁽¹²⁾がなされた。

神社合祀ノ結果一神社二同一祭神ヲ生シタル向ニ対シ合祀合霊方過般御照会ノ次第モ有之候処合祀祭神中異名同一神ハ従来合霊セス明細帳祭神ノ項ヘ順次列記セシメラレ又異文字称呼同一神ハ祭神名ノ出所ヲ異ニセル關係上従来合霊セス明細帳ヘ列記セシメラル、様相成居候ヘ共今回同一祭神ノ一神社二座以上ヲ祀ルハ何等意味ナシトセラル、ハ右等ヲモ合霊セシメ差支無之儀ナルヤ尚乙神社数座ノ祭神ヲ甲神社ノ本殿ニ合祀スル場合ニ合祀先境内神社二同一祭神有之トキハ同一祭神ハ分祀合霊差支無之哉取扱上疑義相生シ候ニ付併セテ承知致度

この照会で注目すべきは後段である。これは稲荷神と八幡神を奉斎するB神社を、諏訪神を奉斎するC神社に合併する際に、C神社の境内社に稲荷社があればB神社から稲荷神を分離させて、稲荷神のみを境内社に合祀し、更に稲荷神二柱を合霊させてよいかという伺いである。これに対し内務省神社局の回答は、⁽¹³⁾

客月二十七日二地発第六八八号ノ五ヲ以テ神社祭神合霊ニ関スル件御照会ノ趣了承祭神中異名同一神又ハ異文字称呼同一神ニ付テハ同一神ナルコト明瞭ナルモノハ之ヲ合霊シ其同一祭神タルコト判明シ難キモノハ姑ク之ヲ列記シ置クヘキ從來ノ例ニ有之候尚後段祭神ノ分祀合霊ノ義ハ許可相成差支無之ト存候

と「分祀合霊ノ義」を許可した。⁽⁴⁾

同一祭神か否かを考証するため、行政官衙が合霊を扱うためには、神祇に関する専門的な知識を要求されることになる。内務省では諸説ある場合や判断し難い場合を想定し、その場合は内務省に稟請することを指示してあるが、府県において十分な調査がなされず、予断をもって合霊が実施された可能性も否定できない。そもそも、合霊は神祇信仰から考えて疑義の多い行政措置である。まず、埼玉県照会に見られる「今回同一祭神ノ一神社二座以上ヲ祀ルハ何等意味ナシ」という合霊の趣旨については、上古の神祇信仰から近現代に至るまで通史的な見地にて検討されるべきものであらう。同じ神祇であっても、異なる由緒、歴史、信仰を有するのであるから、埼玉県が「出所」に着目したように、同一祭神であるから信仰上も同じとは限らない。例えば、火之迦具土神二柱を合霊する場合に、一柱は秋葉神社として奉斎され、もう一柱は愛宕神社であったならば、近世以前の秋葉権現と愛宕権現の相違を考慮せずに両者を同一と判断すべきか。また同じ稲荷神社であっても、一社は商売繁盛の神徳で知られ、もう一社は病氣平癒の信仰厚い場合に、同一の信仰と見なせるのか。このように合霊には神学的議論の余地がある。

また合霊に関しても、実体と神社明細帳の相違を考慮しなくてはならない。八幡神を祭神とするD神社、E神社が合併し、祭神を一柱に合霊した場合に、神社明細帳を一柱で記載するだけに留まらず、霊代をも統一したと仮定する。霊代を統一する事例が存在したことは足立、宮尾・稲村の著書から窺い知ることができる。D、Eの合霊の後、E神

社は八幡神ではなくして、正しくは諏訪神であったと判明したとする。この時、合祀がなされ、同一の霊代に諏訪神と八幡神が鎮座しているので、前節（七）の状態となる。

このような祭神の合霊および神社明細帳の記載という措置は、神祇が祭祀の度に祈禱者の請願によって降臨するという神社観・祭神観では成立せず、神社に神霊が鎮座することを前提としている。宮地直一⁽⁴⁵⁾が「神霊を一定の所に鎮めて祭祀するは神社の起源なり」と述べる通り、神籬祭祀から常設の神社へと発展したというのが神祇信仰史の通説であるが、それは祭祀の度に神霊を招く常設の建造物という意味ではなく、特定の神祇が鎮座する常設の建造物という意味である。少なくとも、近現代の神社行政はこの理解を採用して成立している。

次に、埼玉県が照会し許可された「分祀合霊ノ義」について検討を試みたい。稲荷神と八幡神を奉斎するB神社のうち、八幡神のみを諏訪神を奉斎するC神社に合祀、稲荷神はC神社の境内社である稲荷社に合祀するとする。この事例において、稲荷神と八幡神の霊代が別であれば、分離させることは可能である。しかしながら、霊代が同一であった場合、前節で述べたように分離することには神学的、祭祀的問題が発生する。「合霊」についても祭祀の実体、特に霊代への配慮が欠落していることを確認することができる。

霊代の管理については、明治七年九月二十九日教部省甲第一七号達⁽⁴⁶⁾に、「各社御霊代は該社長官たりとも当省へ不經伺拝見の儀不相成候此旨相達候事」と、「該社長官」、すなわち当該神社の長たる神職であっても教部省の許可なしに拝することができなくなった。本通達は官国幣社に発せられたものであつて、府県社以下神社は対象外であつたが、大正二年四月二十一日内務省令六号第三条⁽⁴⁷⁾において、府県社以下を含めることとなった。このように奉仕する神職であつても特別の事由があるときに限って、更に内務大臣（官国幣社）、地方長官（府県社以下）の許可を受けなければ、霊代を拝することができないのである。換言すれば、内務大臣及び地方長官は管轄下の神社の霊代を管理する権

限を有するのである。しかしながら行政官が霊代を調査し、その状況を把握した形跡はない。明治初期には、行政官が霊代を確認した記録が散見されるが、時代が下るにつれ、行政措置の上で霊代を扱う事例はほとんど見られなくなる。⁽⁴⁵⁾内務官僚の霊代に対する見解も容易に拝見すべからざるものというところで一致している。霊代の尊厳護持から考えれば行政官が霊代に関与するのは好ましくないのであるが、霊代を把握せずに合祀などの案件を処理するのは困難であって、神社行政の停滞の原因はかかる点にも起因するものと思料する。

このように祭神に関する行政措置において霊代は、実体に関する重要な要素である。そして、内務官僚の概説書では、霊代と祭神が同義ではないとしている。元来、霊代の存在しない公認神社、災害時などの霊代喪失、神体山など霊代の存在しない神社も祭神を鎮祀する公認神社として認めているのである。このことから、神社行政は次の神社観・祭神観を前提としていることが指摘できる。

イ、祭神は神社に鎮座するのであって、祭祀の度に降神するものではない。

ロ、霊代は祭神の依り代であって、祭神そのものではない。

ハ、神社明細帳上の記載の異動は、祭神の実体を変更するものではない。

七、おわりに

戦前期の「国家ノ宗祀」の法制は昭和二十一年二月二日の神社院解体と共に終焉を迎えたが、その精神である、神社が日本人の社会国家の精神的基盤であるという神社観と、それに伴う「帝国の神祇」の祭神観は、神社本庁に加盟した神社によって継承された。しかしながら、現在の神社関係者に「国家ノ宗祀」、「帝国の神祇」という意識は乏しく、

無自覚のままに継承されているというのが実情である。「帝国の神祇」に關し、明文化された規定は存在せず、その都度、考証と稟議を経て措置が決定していた。また、規定はないものの、記紀を尊重し、民俗信仰や自然崇拜を公認神社の祭神としては不適切と見なす傾向があったことは、行政官の言説等から確認することができる。「淫祠」と見なして、民俗信仰の神霊を公認神社の祭神から外したことに對しては、賛否両論があるものと思料され、将来的な神道神学上の課題である。

祭神公認の適否、合霊における同一性の確認など、神社行政では神祇に関する専門的な知識を必要とした。祭神の異動については、神霊の実在及び霊代などの実体と神社明細帳の記載の二つの次元が存在し、行政官の視線は専ら神社明細帳に向いていた。「削除」という表現及びその理論が、官吏における神社明細帳偏重の傾向を象徴している。削除と合霊という行政措置を執行するためには、同一霊代に複数鎮座する祭神の取り扱いという神学上の問題を解決する必要があったが、神社行政官衙は神学を樹立するための研究の蓄積も意志も有しなかった。仮に、神学的な決定を下したとして、それを国民、神社関係者に納得させるだけの権威を有していたかは疑わしい。祭神に関する行政措置を見る限り内務省神社局、神祇院を宗教的権威と評価することは難しい。

現代において近代行政、神社明細帳（神社明細書）上の「祭神変更」を祭神の実体の変更と誤認する向きは少なくない。⁴⁹しかし、神社明細帳上の「変更」によって実体（神霊の存在）を異動させることはできないというのが、神社行政に携わった実務家の理解である。学説や考証の結果、神社明細帳（神社明細書）記載の祭神名が変更されても、それは改称、呼称の変更に過ぎない。そのため、近代における祭神考証の成果に誤謬が発見されたとしても、それは祭神の実体、当該神社の存在意義、崇敬を否定することにはならない。祭神の実体（存在）の変更と帳簿上の記載の変更は異なる次元の問題であり、両者の区別は祭神に関する行政を論じる上での前提となる。神社神道に影響を及ぼ

している「帝国の神祇」という祭神観については、近代神道史の解明並びに将来的な神社神道の祭神観を議論する上で不可避の課題であり、慎重に実証的研究を蓄積することが望まれる。

註

- (1) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成六年）、三六五頁。
- (2) 拙稿「神社行政における「国家ノ宗祀」」（拙著『近現代神道の法制的研究』所収、弘文堂、平成二十九年）。
- (3) 足立収『神社制度綱要』（中外印刷、昭和五年）、二―三頁。
- (4) 櫻井治男『地域神社の宗教学』（弘文堂、平成二十二年）、九頁。
- (5) 神社制度調査会、第三回特別委員会より第五回特別委員会において様々な意味の「国家ノ宗祀」が、寛克彦などの神道人から主張されている。
- (6) 大原康男『神道指令の研究』（原書房、平成五年）。
- (7) 研究史については、新田均が「国家神道」論の系譜（上）（『皇學館論叢』第一八六号所収、皇學館大学人文学会、平成十一年）及び「国家神道」論の系譜（下）（『皇學館論叢』第一八七号所収、皇學館大学人文学会、平成十一年）、「国家神道」研究の整理」（『神道史研究』第二五一号所収、神道史学会、平成十七年）、「最近の動向を踏まえた「国家神道」研究の再整理」（『宗教法』（第三三号、平成二十六年））において精緻に分析している。
- (8) 葦津珍彦『神祇制度思想史につき管見―本庁講師教学委員辞任に際して―』（神社本庁教学研究室、昭和五十八年）。
- (9) 第三条 本庁は、神宮を本宗として、神社神道を宣布し、祭祀を執行し、斯の道を信奉する者を教化育成し、神宮の奉賛及び大麻の頒布をし、神職を養成し、図書を発行頒布し、その他神社の興隆を図るため、並びに神宮及び神社（宗教法人たる神社庁を含む。）を包括するために必要な業務を行ふことを目的とする。

- (10) 小野祖教「神社及神社神道の定義に関する問題提出」(『神道宗教』第一一号所収、昭和三十一年)。
- (11) 島蘭進「国家神道と日本人」(岩波書店、平成二十二年)。
- (12) 櫻井治男「明治初期の「神社」調べ」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第一三号所収、平成六年)。
- (13) 行政に無届で創建された神社をいう。
- (14) 米地實「村落祭祀と国家統制」(お茶の水書房、昭和五十二年)。
- (15) 森岡清美「近代の集落神社と国家統制―明治末期の神社整理―」(吉川弘文館、昭和六十二年)、「明治初年における小祠処分と無格社」(下出積興編『日本宗教史論纂』所収、桜楓社、昭和六十三年)。
- (16) 藤本頼生「神道と社会事業の近代史」(弘文堂、平成二十一年)、「無格社整理と神社院」「国家ノ宗祀」と神社概念」(『國學院雜誌』第一一三卷一、一号所収、平成二十四年)。
- (17) 阪本是丸「明治期の神社法関係草案―解説と翻刻(史料紹介)―」(『神道宗教』第一二八号所収、昭和六十二年)。
- (18) 中川友次郎「神社法令講義」(神社協会本部、明治三十七年)、一一頁。
 - 第一 皇室の祖宗并 皇室の祖宗に奉仕せし神明
 - 第二 御歴代の 天皇中著しき御方々
 - 第三 氏族の祖先
 - 第四 皇室又は国家に勲功ありし方々
 - 第五 地方治者又は地方に功勞ありし方々(例へば旧藩祖の如し)
- (19) 前掲『神社制度綱要』五六―五七頁。
 - 一 古来帝国ノ神祇トシテ尊崇セラル、モノヲ其事歴由緒ニ依リテ大別スレバ
 - 二 一 国土設立以来我が民族ノ信仰ニ成レル神
 - 二 皇室ノ祖宗歴代ノ天皇及皇親ノ内ニテ殊ニ御事歴著シキ神
 - 三 氏族ノ祖先タル神
 - 四 皇室及国家ニ勲功アリシ神
- (20) 児玉九一は『神社行政 宗教行政』(常磐書房、昭和九年、三七―四〇頁、「宗教行政」は有光次郎が担当)において、「神社

の祭神は我が国家と密接なる関係を有し、国家国民の尊崇すべき帝国の神祇である。併し如何なる祭神を以て帝国の神祇と認むべきやに就ては、現行神社法規上別段の規定を見ないが、国家国民によつて等しく尊崇せらるべき祭神は、皇祖皇宗の尊霊を始め奉り、下忠節勲功の士の英霊とすべきは云ふを俟たない。」として次の六項目を掲げた。

- (一) 皇統の祖神を祀りたるもの
 - (二) 歴代の天皇を奉祀せるもの
 - (三) 皇族を奉祀せるもの
 - (四) 皇室に勲功ありし神
 - (五) 国家に勲功ありたる神
 - (六) 氏族の祖神及び氏神を祀りたるもの
- (21) 岡田包義『神祇制度大要』（大日本法令出版、昭和十一年）、八五頁。
- 一 皇祖皇宗及其の系統に属する神
 - 二 国土成立以来我民族の信仰に成れる神
 - 三 皇室及国家に功績のあつた神
 - 四 国利民福の守護神
 - 五 氏族の祖神
 - 六 国土鎮護の産土神
- (22) 氏族や郷土に功績がありながら、朝廷に反旗を翻した英傑、例えば、平将門を公認神社の祭神と仰ぐことについて、神社制度調査会では賛否両論が存在した。
- (23) 前掲『神社法令講義』、一二頁。
- (24) 武若時一郎『神社法』（良書普及会、昭和十八年）、五九頁。
- (25) 神祇院総務局監輯『最新神社法令要覧』（京文社、昭和十六年）、三一一—三一二頁。
- (26) 「帝国の神祇」に相応しくない祭神を奉斎する神社に関する内務省神社局、神祇院の調査記録については、当該神社の信仰維持から考へて当時から慎重に扱うべき非公開資料のはずであり、かつ戦中戦後にほとんど消失したものと思料する。

- (27) 藤本頼生「『古事記』の神名標記の社会的受容と神社考証における現代的課題」(『古事記學』第三号所収、平成二十九年)。
- (28) 『皇国時報』第八五九、八六〇、八六一、八六二号。朝山は、「帝国の神祇」について、宮尾・稲村を先駆と述べるが、概説書としては中川が先行している。「帝国の神祇」の初出については、考証を要する。
- (29) 『皇国』第二九〇号(大正十二年一月)及び同第二九二号(大正十二年三月)所収。
- (30) 本データは平成五年に御大典記念として調査したもので、本稿では「平成」[祭「データ」(Windows版)]を参照した。不動明王、薬師如来などを御祭神とする例が数十確認できるが、神社制度調査会においても存在が指摘されており、新たに御祭神としたとは考えにくい。
- (31) 複数柱の御祭神を奉斎するうちの二柱が「不詳」という事例を多く含む。
- (32) 前掲『神社法令講義』、二九頁。
- (33) 稲村貞文・宮尾詮『神社行政法講義』(集成堂、明治四十四年)、一九〇—一九一頁。
- (34) 拙稿「御祭神に関する神社制度—別格官幣社配祀神 殉難戦没之将士を例として—」(前掲『近現代神道の法制的研究』所収)。
- (35) 西野雄治『神社法講義』(松華堂、大正三年)。
- (36) 前掲『神社行政法講義』、一九二—一九三頁。
- (37) 前掲『神社行政 宗教行政』、四七頁。
- (38) 櫻井治男『よみがえる村の神々』(大明堂、平成四年)。
- (39) 葦津珍彦著・阪本是丸註『国家神道とは何だったのか』(神社新報社、昭和六十二年)。
- (40) 前掲『国家神道形成過程の研究』。
- (41) 前掲『最新神社法令要覧』、三〇九頁。
- (42) 前掲同書、三〇九—三一〇頁。大正六年三月二十七日、二地発第六八八号ノ五埼玉県照会。
- (43) 前掲同書、三一〇頁。六局第七号神社局長回答。
- (44) 「分祀」とは祭神Aから分霊Aを勧請する行為であり、Aそのものは変化しない。しかしながら、本件では祭神AからBのみを分離する行為を「分祀」と錯誤して用いている。
- (45) 宮地直一『神祇史綱要』(明治書院、大正八年)、一〇—一一頁。

(46) 前掲『神社法令講義』、二二三頁。

(47) 前掲『最新神社法令要覧』、二二八三頁。

(48) 『社寺取調類纂』(第一六四冊、明治六年六月)の浜松県の伺いには、「先般秋葉神社神璽之儀玉幣両様之内伺候処玉ヲ以神璽ト可定様御指令ニ付管内其筋相覚候得共玉璽ト可称品位無之時日遅引候テハ四民狐疑ヲ生生シ可申哉ト存候間速ニ幣ヲ以神璽ト相定度此段更ニ相伺候也」と県社秋葉神社(現在の秋葉山本宮秋葉神社)の霊代を確認したところニ体安置されていたので、その対処について伺っている。

(49) 田村貞雄『秋葉信仰の新研究』(岩田書院、平成二十六年)。